

参 考 資 料

- 資料 1 秋田県特別職報酬等審議会条例
- 資料 2 秋田県特別職報酬等審議会運営規則
- 資料 3 知事等の給与および旅費に関する条例（抄）
- 資料 4 知事等の退職手当の額の算出方法等
- 資料 5 退職手当の額及び全国順位① 知事分
- 資料 6 退職手当支給額の全国順位（減額後）グラフ① 知事分
- 資料 7 退職手当の額及び全国順位② 副知事分
- 資料 8 退職手当支給額の全国順位（減額後）グラフ② 副知事分
- 追加資料 知事等の給料等の減額措置

秋田県特別職報酬等審議会条例

[昭和39年秋田県条例第83号]

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条第五項の規定に基づき、この条例を制定する。

（設置）

第一条 知事の諮問に応じ、県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の額（以下「報酬等の額」という。）について審議するため、秋田県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（諮問）

第二条 知事は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第三条 審議会は、委員十人をもつて組織する。

- 2 委員は、秋田県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（委任規定）

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 略

秋田県特別職報酬等審議会運営規則

[昭和40年秋田県規則第58号]

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、この規則を制定する。

（趣旨）

第一条 この規則は、秋田県特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年秋田県条例第八十三号）第六条の規定に基づき、秋田県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の議長）

第二条 会長は、会議の議長となる。

（表決）

第三条 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（その他の事項）

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事等の給与および旅費に関する条例（抄）

〔昭和31年秋田県条例第33号〕

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第三項の規定に基づき、この条例を制定する。

（趣旨）

第一条 この条例は、知事、副知事及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の給与及び旅費の支給について定めるものとする。

（給料月額）

第二条 知事等の給料月額は、次の表に掲げる額とする。

職 名	給 料 月 額
知事	一、二一〇、〇〇〇円
副知事	九三〇、〇〇〇円
常勤の監査委員	六七〇、〇〇〇円

（退職手当）

第十条 知事等が退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に退職手当を支給する。

2 前項の規定による退職手当の支給は、知事等の任期ごとに行う。

3 退職手当の額は、退職又は死亡当時の給料月額に在職月数を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 知事 百分の七十

二 副知事 百分の四十五

三 常勤の監査委員 百分の二十

4 前項の在職月数は、知事等になつた日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの月数とする。ただし、その月数が四十八月を超える場合は、四十八月とする。

5 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）第二条の二及び第十二条から第十八条まで（第十二条第四項（第十三条第十項、第十四条第五項、第十五条第六項、第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第二項（第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、同条第五項並びに第十八条第三項を除く。）の規定は、知事等の退職手当に準用する。この場合において、第十二条第一項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）」と、同項第一号中「懲戒免職処分」とあるのは「懲戒免職処分（罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。）を含む。以下同じ。）」と、同項第二号中「地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号又は第四号に該当する場合を除く。）」とあるのは「禁錮以上の刑に処せられて失職」と読み替えるものとする。

（退職手当の特例）

第十条の二 次の各号に掲げる者が引き続いて副知事となつた場合は、当該各号に掲げる期間は、

その者の副知事としての在職期間に通算する。

- 一 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する者をいう。以下同じ。） その者の同法第七条第一項に規定する職員としての引き続きた在職期間
 - 二 国家公務員から引き続いて一般職員（職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）となつた者 その者の同条例第七条第一項に規定する職員としての引き続きた在職期間
- 2 前項の規定の適用を受けた者が退職し、引き続き副知事となつた場合は、前条第二項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。この場合において、その者の先の副知事としての在職期間は、後の副知事としての在職期間に通算する。
 - 3 前二項の規定の適用を受けた者の退職手当の額は、前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 副知事としての在職期間について、第一項及び前項後段の規定の適用がないものとみなして、前条の規定の例により計算した額
 - 二 第一項第一号の規定の適用を受けた者にあつては副知事となる直前の国家公務員を退職した日に受けていた俸給月額及び同号の在職期間を基礎として、同項第二号の規定の適用を受けた者にあつては副知事となる直前の一般職員を退職した日に受けていた給料月額及び同号の在職期間を基礎として職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例により計算した額
 - 4 第一項又は第二項の副知事となつた者が引き続き国家公務員となつた場合は、この条例による退職手当は、支給しない。

（補則）

第十二条 この条例に定めるもののほか、知事等に支給する給料、期末手当及び寒冷地手当の支給期日および支給方法ならびに旅費の支給方法は職員の給与条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 4 知事等の給料月額は、平成二十四年十一月一日から平成二十五年四月三十日までの間に係るものに限り、第二条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、当該給料月額に知事にあつては百分の二十五、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の二十を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。

知事等の退職手当の額の算出方法等

1 退職手当の額の算出方法（条例本則）

$$\text{退職手当の額} = \text{①給料月額} \times \text{②在職月数} \times \text{③支給割合}$$

①の給料月額は、条例本則に定める額（給料の臨時的な減額措置がないものとした場合の額）による（条例第2条、附則第4項）。

②の在職月数は、任期ごとに、月単位で算出する（条例第10条第2項、第4項）。

③の支給割合は、職ごとに定める一定の割合による（条例第10条第3項）。

2 現行の任期（4年間）に係る退職手当の額（条例本則・減額後）

現在の任期に係る退職手当について、条例本則による額から、知事にあつては15%、副知事にあつては10%に相当する額を減じる。

区分 \ 職	知 事	副 知 事
給 料 月 額	1,210,000円	930,000円
在 職 月 数	48月	48月
支 給 割 合	70/100	45/100
（ 算 式 ）	(1,210,000円 × 48月 × 70/100)	(930,000円 × 48月 × 45/100)
条例本則による額	40,656,000円	20,088,000円
減額割合・減少額	△15% △6,098,400円	△10% △2,008,800円
減 額 後 の 額	34,557,600円	18,079,200円
（税控除後の支給額）	(20,656,733円)	(12,447,320円)

【参考1】現在の知事等の任期

- 佐竹敬久知事 平成21年4月20日～平成25年4月19日
- 堀井啓一副知事 平成21年5月23日～平成25年5月22日
- 橋口昌道副知事 平成24年4月 1日～平成28年3月31日

【参考2】退職手当に対する課税

- 所得税、復興特別所得税 退職所得金額の5.105%～40.84%（累進税率）
- 県民税、市町村民税 退職所得金額の10%

知 事

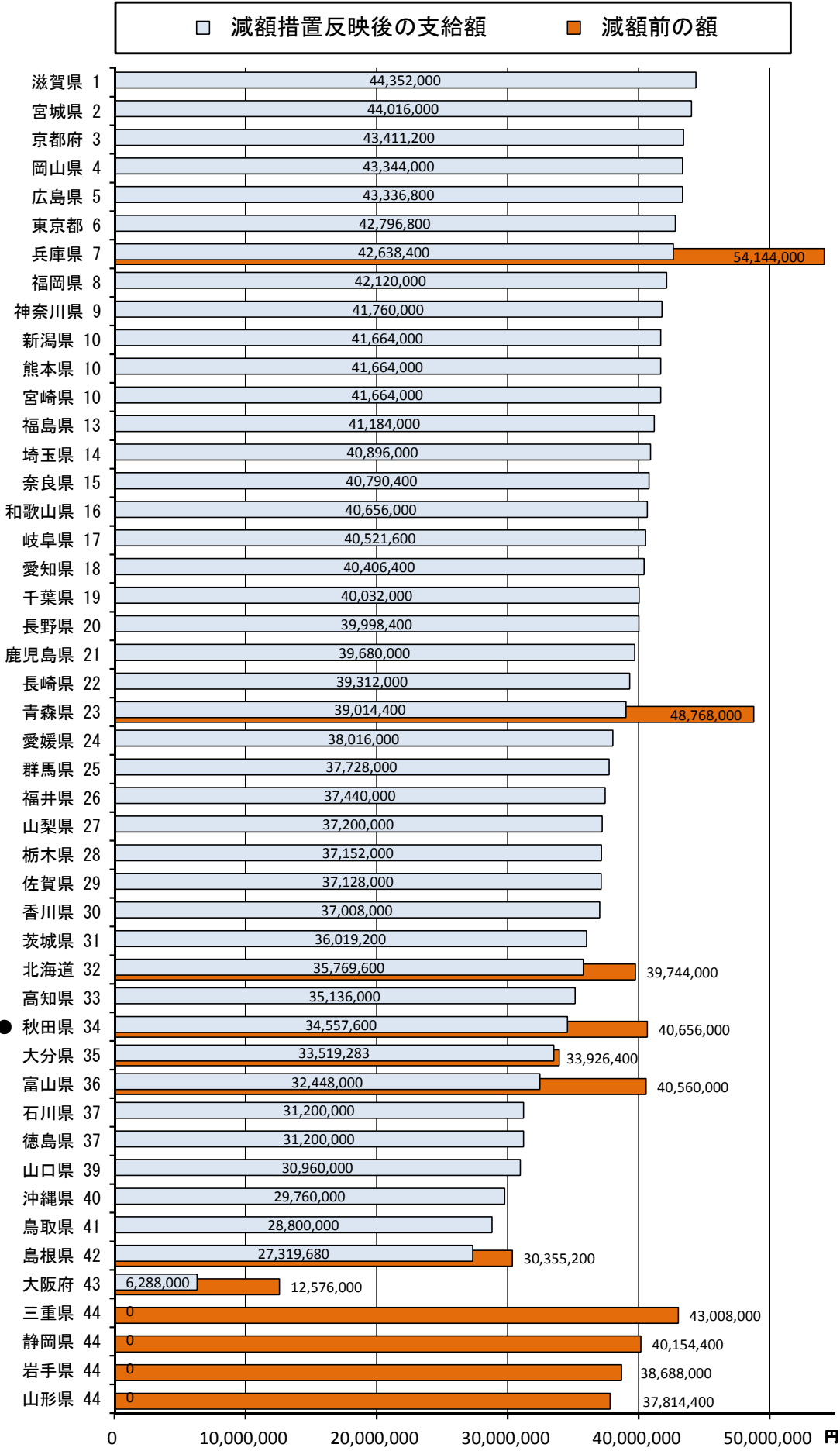
退職手当の額及び全国順位①

平成25年1月1日現在（秋田県は減額後） 単位：円

都道府県	条例本則による 退職手当の額		減額措置等の状況			減額措置反映後 の退職手当の額	
	額	順位	有無	内容	対象・期間	額	順位
北海道	39,744,000	26	○	△10%	H18～H26年度	35,769,600	32
青森県	48,768,000	2	○	△20%	H21～H25年度	39,014,400	23
岩手県	38,688,000	29	○	不支給	現任期	0	44
宮城県	44,016,000	4				44,016,000	2
●秋田県	40,656,000	18	○	△15%	現任期	34,557,600	34
山形県	37,814,400	31	○	不支給	現任期(H25.2まで)	0	44
福島県	41,184,000	15				41,184,000	13
茨城県	36,019,200	38				36,019,200	31
栃木県	37,152,000	35				37,152,000	28
群馬県	37,728,000	32				37,728,000	25
埼玉県	40,896,000	16				40,896,000	14
千葉県	40,032,000	24				40,032,000	19
東京都	42,796,800	9				42,796,800	6
神奈川県	41,760,000	11				41,760,000	9
新潟県	41,664,000	12				41,664,000	10
富山県	40,560,000	20	○	△20%	現任期	32,448,000	36
石川県	31,200,000	41				31,200,000	37
福井県	37,440,000	33				37,440,000	26
山梨県	37,200,000	34				37,200,000	27
長野県	39,998,400	25				39,998,400	20
岐阜県	40,521,600	21				40,521,600	17
静岡県	40,154,400	23	○	不支給	現任期	0	44
愛知県	40,406,400	22				40,406,400	18
三重県	43,008,000	8	○	不支給	現職の知事	0	44
滋賀県	44,352,000	3				44,352,000	1
京都府	43,411,200	5				43,411,200	3
大阪府	12,576,000	47	○	△50%	当分の間	6,288,000	43
兵庫県	54,144,000	1	○	△21.25%	当分の間	42,638,400	7
奈良県	40,790,400	17				40,790,400	15
和歌山県	40,656,000	18				40,656,000	16
鳥取県	28,800,000	46				28,800,000	41
島根県	30,355,200	44	○	△10%	当分の間	27,319,680	42
岡山県	43,344,000	6				43,344,000	4
広島県	43,336,800	7				43,336,800	5
山口県	30,960,000	43				30,960,000	39
徳島県	31,200,000	41				31,200,000	37
香川県	37,008,000	37				37,008,000	30
愛媛県	38,016,000	30				38,016,000	24
高知県	35,136,000	39				35,136,000	33
福岡県	42,120,000	10				42,120,000	8
佐賀県	37,128,000	36				37,128,000	29
長崎県	39,312,000	28				39,312,000	22
熊本県	41,664,000	12				41,664,000	10
大分県	33,926,400	40	○	△1.2%	当分の間	33,519,283	35
宮崎県	41,664,000	12				41,664,000	10
鹿児島県	39,680,000	27				39,680,000	21
沖縄県	29,760,000	45				29,760,000	40
平均	38,696,749		12			34,253,357	
						不支給4県を除く43都道府県の平均→	37,439,715

知事

退職手当支給額の全国順位(減額後)グラフ①



副 知 事

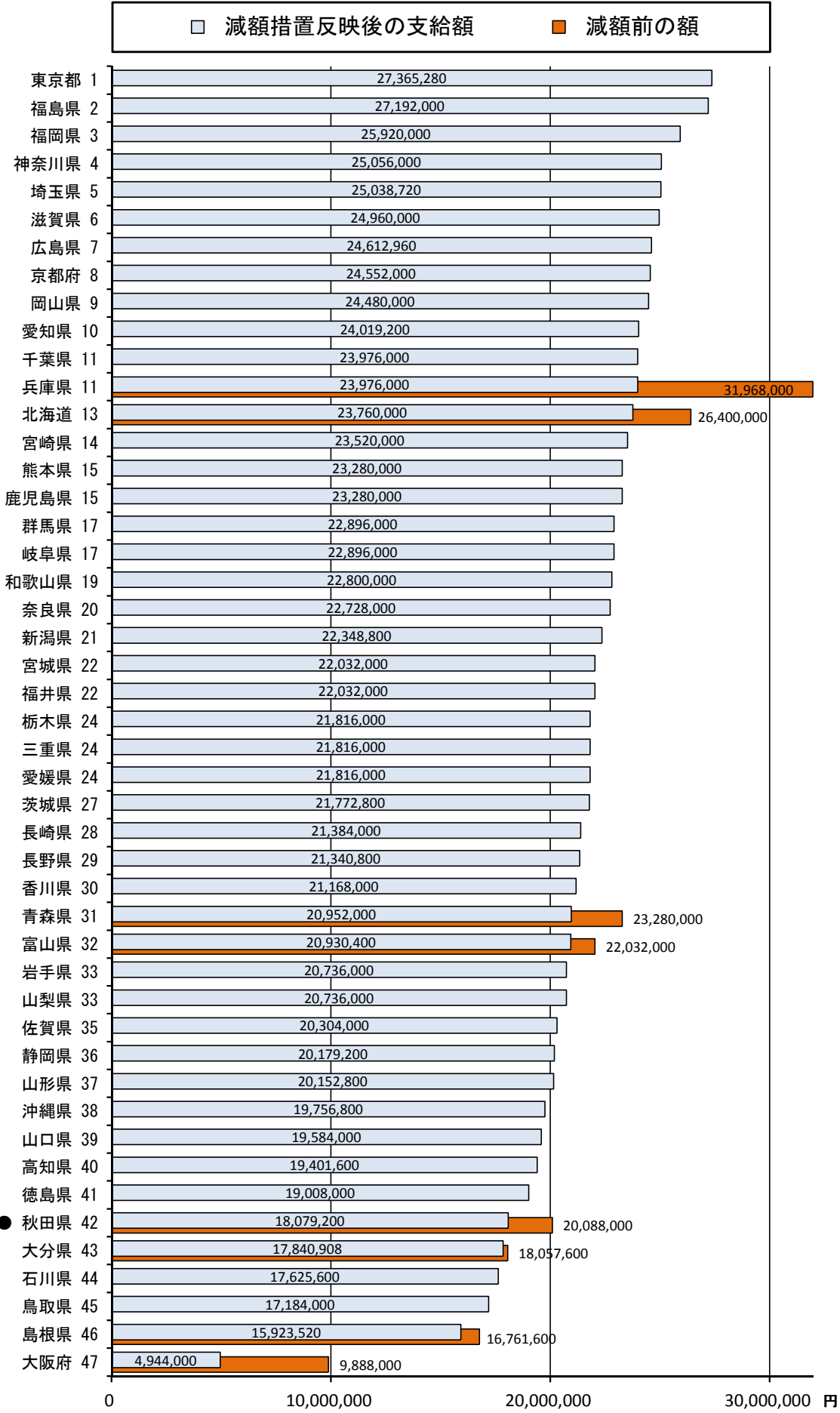
退職手当の額及び全国順位②

平成25年1月1日現在（秋田県は減額後） 単位：円

都道府県	条例本則による 退職手当の額		減額措置等の状況			減額措置反映後 の退職手当の額	
	額	順位	有無	内容	対象・期間	額	順位
北海道	26,400,000	4	○	△10%	H18～H26年度	23,760,000	13
青森県	23,280,000	15	○	△10%	H21～H25年度	20,952,000	31
岩手県	20,736,000	33				20,736,000	33
宮城県	22,032,000	23				22,032,000	22
●秋田県	20,088,000	38	○	△10%	現任期	18,079,200	42
山形県	20,152,800	37				20,152,800	37
福島県	27,192,000	3				27,192,000	2
茨城県	21,772,800	29				21,772,800	27
栃木県	21,816,000	26				21,816,000	24
群馬県	22,896,000	18				22,896,000	17
埼玉県	25,038,720	7				25,038,720	5
千葉県	23,976,000	13				23,976,000	11
東京都	27,365,280	2				27,365,280	1
神奈川県	25,056,000	6				25,056,000	4
新潟県	22,348,800	22				22,348,800	21
富山県	22,032,000	23	○	△5%	現任期	20,930,400	32
石川県	17,625,600	44				17,625,600	44
福井県	22,032,000	23				22,032,000	22
山梨県	20,736,000	33				20,736,000	33
長野県	21,340,800	31				21,340,800	29
岐阜県	22,896,000	18				22,896,000	17
静岡県	20,179,200	36				20,179,200	36
愛知県	24,019,200	12				24,019,200	10
三重県	21,816,000	26				21,816,000	24
滋賀県	24,960,000	8				24,960,000	6
京都府	24,552,000	10				24,552,000	8
大阪府	9,888,000	47	○	△50%	当分の間	4,944,000	47
兵庫県	31,968,000	1	○	△25%	当分の間	23,976,000	11
奈良県	22,728,000	21				22,728,000	20
和歌山県	22,800,000	20				22,800,000	19
鳥取県	17,184,000	45				17,184,000	45
島根県	16,761,600	46	○	△5%	当分の間	15,923,520	46
岡山県	24,480,000	11				24,480,000	9
広島県	24,612,960	9				24,612,960	7
山口県	19,584,000	40				19,584,000	39
徳島県	19,008,000	42				19,008,000	41
香川県	21,168,000	32				21,168,000	30
愛媛県	21,816,000	26				21,816,000	24
高知県	19,401,600	41				19,401,600	40
福岡県	25,920,000	5				25,920,000	3
佐賀県	20,304,000	35				20,304,000	35
長崎県	21,384,000	30				21,384,000	28
熊本県	23,280,000	15				23,280,000	15
大分県	18,057,600	43	○	△1.2%	当分の間	17,840,908	43
宮崎県	23,520,000	14				23,520,000	14
鹿児島県	23,280,000	15				23,280,000	15
沖縄県	19,756,800	39				19,756,800	38
平均	22,111,527		8			21,641,970	

副知事

退職手当支給額の全国順位(減額後)グラフ②



知事等の給料等の減額措置

1 給料

平成19年7月に給料の減額割合を、知事にあつては20%、副知事にあつては15%に拡大しており、現職の知事及び副知事に対しては、就任以後、当該減額割合が適用されてきた。

平成24年11月分からは、減額割合を5%引き上げて、それぞれ25%、20%としている。

平成24年度の例

区分		職	知 事	副 知 事
減 額 前 の 月 額			1,210,000円	930,000円
減額後 の月額	平成24年10月まで	(△ 20%)	968,000円	(△ 15%) 790,500円
	平成24年11月から	(△ 25%)	907,500円	(△ 20%) 744,000円
年 間 の 減 額 総 額			3,206,500円	1,906,500円
現 任 期 中 の 減 額 総 額			約 1,198万円	(※1) 約 699万円

2 期末手当

現知事の就任直後の平成21年6月期の期末手当から新たに減額措置を講じたもので、知事にあつては20%、副知事にあつては15%を減じている。

平成24年度の例（6月期・12月期の計）

区分		職	知 事	副 知 事
減 額 前 の 支 給 額			5,175,775円	3,978,075円
減 額 後 の 支 給 額		(△ 20%)	4,140,620円	(△ 15%) 3,381,364円
年 間 の 減 額 総 額			1,035,155円	596,711円
現 任 期 中 の 減 額 総 額			約 380万円	(※2) 約 219万円

※1・※2 いずれも堀井副知事（任期：平成21年5月23日～同25年5月22日）の例